



基発第0401038号

平成16年4月20日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「労災特別援護措置について」の一部改正について

労災特別援護措置については、昭和48年8月9日付け基発第467号「労災特別援護措置について」(以下「467号通達」という。)をもって実施しているところであるが、今般、467号通達の別添「労災特別援護措置要綱」(以下「要綱」という。)を下記のとおり改正し、本年4月1日から適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 要綱の6(3)中「57,580円」を「56,950円」に改める。
- 2 要綱の6(4)イ中「57,580円」を「56,950円」に、「25,200円」を「25,100円」に、「23,200円」を「23,100円」に改める。
- 3 要綱の6(4)ロ中「57,580円」を「56,950円」に、「106,100円」を「104,970円」に改める。